

審議結果（案）

令和2年4月17日付けで各委員に、書面により意見の集約を行った結果、**別紙1**のとおりとなりました。正副会長が確認・協議した結果、以下のとおり対応する。

(1) 諮問第58号 小林古径記念美術館の管理の在り方について

- ・ 諮問第58号については、「適当」と判断し、**別紙2**のとおり、答申書を提出する。
- ・ 附帯意見は、付さないこととする。
- ・ なお、委員から提出された意見は、提案として担当課へ伝えることとする。

(2) 令和元年度地域活動支援事業実績報告の検証について

- ・ 委員から提出された2件の検証内容は、提案団体に通知しないこととする。

書面による意見集約の結果について

- 書面等発送日：令和2年4月17日
- 質疑の締切日：令和2年4月21日（正午まで）
- 意見回答締切日：令和2年4月24日（午後5時まで）

(1) 諮問事項 小林古径記念美術館の管理の在り方について

- 書面による回答委員数 17人
- 諮問事項について、「適当」と判断した委員 16人(会長除く)
「不適当」と判断した委員 0人
- 附帯意見の提出 1人
(意見の内容)

・多くの市民に利用していただく手段として、都市部の美術館で設定しているシルバー料金（高齢者対象）を設定してはどうか。

(2)令和元年度地域活動支援事業実績報告の検証について

- 書面による回答委員数 17人

| 事業名 | 提案団体名 | 検証内容 | 左記の内容を提案団体に通知する必要があるかどうかの判断 |
|---------------|------------------------|---|--|
| 高田馨女の文化発信事業 | NPO 法人高田馨女の文化を保存・発信する会 | 馨女さんの生きてきた不屈の精神を今の社会にどのように取り入れて生かすかなど、討議する場を持つてはいかがでしょうか。馨女さんの強靱な心と自立の心構えなど私達の学ぶところがたくさんあると思う。 | ①必要と判断した委員 <u>5人(会長除く)</u> ②不必要と判断した委員 <u>11人</u> |
| 青田川桜保存と河川学習事業 | 青田川を愛する会 | 私も4年間(年1回)、川のクリーンアップ活動に参加させてもらった。小学児童と一緒に川の現状を清掃しながら勉強した。 (1) 色々な物が川に投棄されており、学生の方からこんな物が腐食したら川の魚達が住めないなど意見を持ち掛けられた。 (2) 児童と川に入ってゴミ拾いしているとき、私の背丈より高い雑草が何メートルにも生えている。児童は、「大雨になってゴミが流れて来たらそのゴミが流れてつかえて大変になるね」と体験で感じる事が出来た。 | ①必要と判断した委員 <u>5人(会長除く)</u> ②不必要と判断した委員 <u>11人</u> |

令和 2 年 4 月 日

(案)

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要 耕

小林古径記念美術館の管理の在り方について (答申)

令和 2 年 3 月 1 7 日付け上教古美第 1 6 1 7 号で諮問のあった、諮問第 5 8 号：小林古径記念美術館の管理の在り方について、当該施設の開館時間、休館日及び観覧料を適当と判断します。

上教古美第1617号
令和2年3月17日

高田区地域協議会
会長 西山要耕 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会文化行政課小林古径記念美術館)



小林古径記念美術館の管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第58号 小林古径記念美術館の管理の在り方について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

小林古径記念美術館が令和2年10月3日に供用を開始する見込みとなったことから、当該施設の開館時間、休館日、観覧料を別紙のとおり定めることに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



〒970-8501 上越市堀元町1-1-1
〒970-8501 上越市堀元町1-1-1

別紙

○ 小林古径記念美術館

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

(1) 月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 観覧料

(1) 観覧料

| 区分 | 個人 | 団体（20人以上） |
|-------------------|------|-----------|
| 一般 | 510円 | 1人につき410円 |
| 高校生 中学生 小学生 | 260円 | 1人につき210円 |

※市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

※特別展観覧料はその都度定める。

(2) 年間観覧券

| 区分 | 年間観覧券の額 |
|-------------------|---------|
| 一般 | 1,500円 |
| 高校生 中学生 小学生 | 700円 |

※この年間観覧券の料金には、特別観覧料を含むものとする。

※年間観覧券の有効期間は、年間観覧券の発行の日から起算して1年を経過する日までとする。

※この表に定める区分の適用については、年間観覧券の発行の日現在における区分によるものとする。

参考資料

駐車場（博物館と共有）
普通車 70 台、大型観光バス 3 台

芝生広場

出入口

〈事務室・古径資料室〉※既存
美術館事務室として使用するほか、古径の
文献資料や美術図書等を閲覧できます。

〈古径記念室〉
小林古径の作品を年 4 回程度の展示
替えにより紹介します。

〈企画展示室〉
古径や上越市ゆかりの作家の作品を
はじめ、多様な企画展を年 4 回程度
開催します。

〈二ノ丸ホール（多目的室）〉
美術館主催の講演会や各種講座の開催、
作品展示等を開催します。子どもから大
人までを対象とした造形講座等を行いま
す。

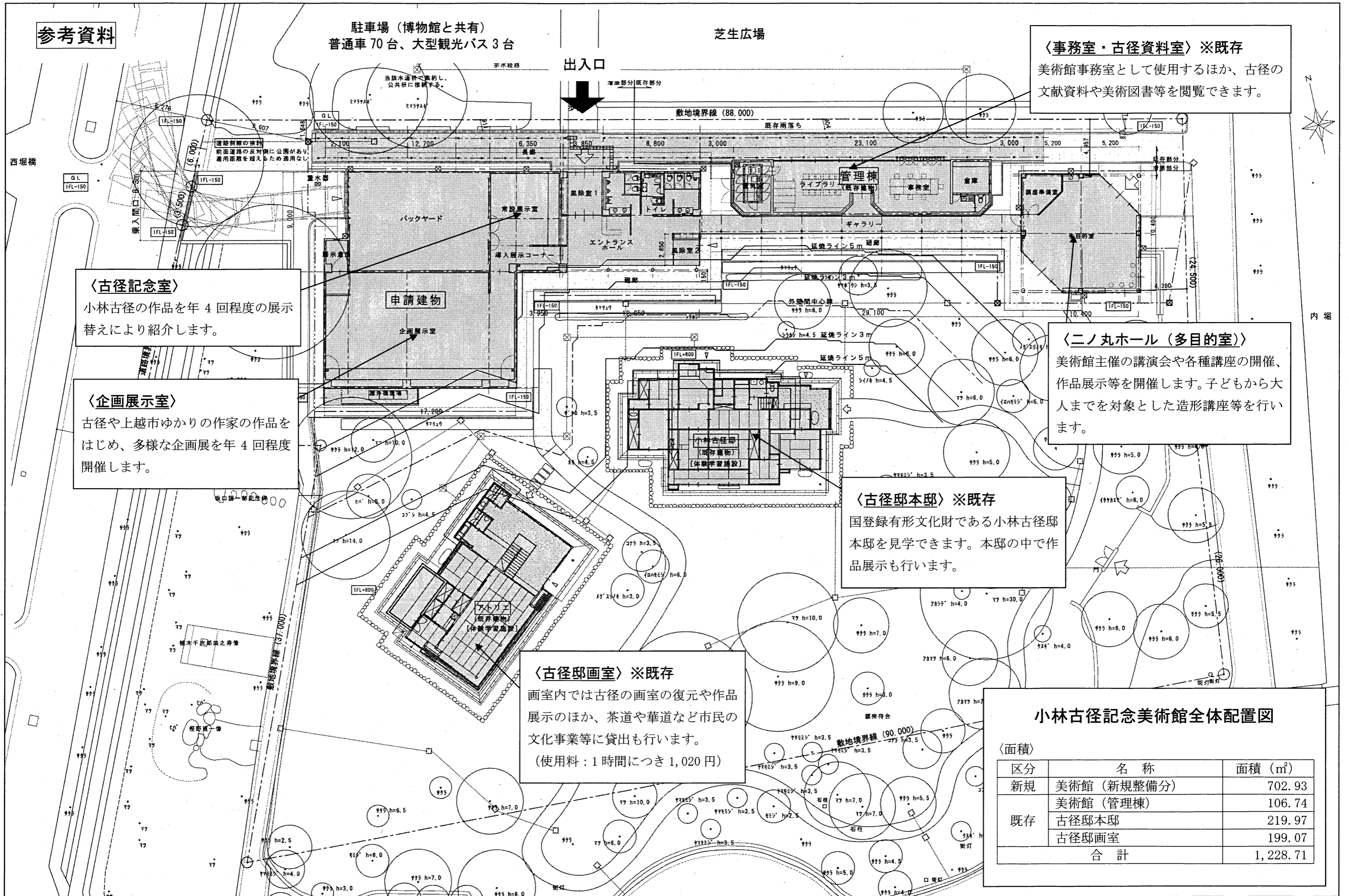
〈古径邸本邸〉※既存
国登録有形文化財である小林古径邸
本邸を見学できます。本邸の中で作
品展示も行います。

〈古径邸画室〉※既存
画室内では古径の画室の復元や作品
展示のほか、茶道や華道など市民の
文化事業等に貸出も行います。
(使用料：1 時間につき 1,020 円)

小林古径記念美術館全体配置図

〈面積〉

| 区分 | 名称 | 面積 (m ²) |
|----|-------------|----------------------|
| 新規 | 美術館 (新規整備分) | 702.93 |
| | 美術館 (管理棟) | 106.74 |
| 既存 | 古径邸本邸 | 219.97 |
| | 古径邸画室 | 199.07 |
| 合計 | | 1,228.71 |



令和元年度地域活動支援事業 実績報告の検証(2回目)

| 検証 No. | 事業 No. | 事業名 | 提案団体名 | 委員氏名 (敬称略) | 検証内容 (検証結果回答票を事務局が一部補記している場合があります) | 左の内容を提案者に通知すべきかどうか。 |
|-----------|-----------|---------------|-----------------------|---------------|--|---|
| 1 | 3 | 高田瞽女の文化発信事業 | NPO法人高田瞽女の文化を保存・発信する会 | 吉田隆雄 | 瞽女さんの生きてきた不屈の精神を今の社会にどのように取り入れて生かすかなど、討議する場を持ってはいかがでしょうか。瞽女さんの強靱な心と自立の心構えなど私達の学ぶところがたくさんあると思う。 | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不必要 |
| 2 | 5 | 青田川桜保存と河川学習事業 | 青田川を愛する会 | 吉田隆雄 | 私も4年間(年1回)、川のクリーンアップ活動に参加してもらった。小学児童と一緒に川の現状を清掃しながら勉強した。 (1)色々な物が川に投棄されており、学生の方からこんな物が腐食したら川の魚達が住めないなど意見を持ち掛けられた。 (2)児童と川に入ってゴミ拾いしているとき、私の背丈より高い雑草が何メートルにも生えている。児童は、「大雨になってゴミが流れて来たらそのゴミが流れてつかえて大変になるね」と体験で感じる事が出来た。 | <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不必要 |